

副本

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成27年6月25日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳



弁護士　山　内　喜



弁護士　中　室



| 号証 | 標　　目 (原本・写しの別) | | 作成年月日 | 作成者 | 立　証　趣　旨 |
|------|--------------------------------|----|----------------------------|---|---|
| 乙 57 | 強震動の基礎 ウェブサイト 2000 版 (抜粋) | 写し | H12 (H27. 6 ウェブサイトから取得) | 防災科学技術研究所 木下繁夫 東北大学教授 大竹政和 監修 | 特定の断層が活動した場合における特定の場所の地震動を評価することが、合理的な耐震設計の前提であること、及び 地震動は震源特性・伝播特性・地盤の增幅特性(サイト特性)といった地域性の存在する特性に影響を受けるが、これらの特性はそれぞれ個別に評価することが可能であること |
| 乙 58 | 原子力発電施設耐震信頼性実証試験の概要 | 写し | H18. 11 | 独立行政法人 原子力安全基盤機構 規格基準部 | 多度津工学試験センターにおいて、大型高性能振動台を用いて、原子力発電所の実機を模擬した振動実験(原子力発電施設耐震信頼性実証試験)の概要 |
| 乙 59 | 原子力発電施設信頼性実証試験の現状 昭和 59 年 (抜粋) | 写し | S59. 11 | 財団法人 原子力工学試験センター 財団法人発電用熱機関協会 | 原子力発電施設耐震信頼性実証試験は、学識経験者の積極的な指導と、電力、電機、建設等各業界の援助を得て実施されたものであり、同試験の計画・実施にあたっては、関係分野における学識者及び経験者を構成員とする耐震信頼性実証試験実施委員会が財団法人原子力工学試験センター内に設置され、調査・立案・検討・評価が行われたこと |

| | | | | | |
|------|-----------------------------------|----|------------|----------|---|
| 乙 60 | 原子力安全白書 (平成 19・20 年版) | 写し | H21. 3. 31 | 原子力安全委員会 | 柏崎刈羽原子力発電所において、平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震による重要な施設の健全性に特段の問題は確認されておらず、I A E A の調査報告書によると、「安全に関連する構造、システム及び機器は大地震であったにも関わらず、予想より非常に良い状態であり、目に見える損害はなかった。この理由として、設計プロセスの様々な段階で設計余裕が加えられていることに起因していると考えられる」とされていること |
| 乙 61 | 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 153 回議事録 | 写し | H26. 10 以降 | 原子力規制委員会 | 1 審被告が策定した本件発電所の基準地震動につき、原子力規制委員会の審査会合において、新規制基準への適合性について審査が行われてきたが、1 審被告が原子力規制委員会の委員等から指摘されたコメントに対する回答を行ったところ、平成 26 年 10 月 29 日の第 153 回審査会合において、石渡明委員から、「今日は大飯発電所の地震動評価ということであってきたわけですが、今回のコメントの回答につきましては、一応、必要な検討がなされて回答はされているというふうに思います」との発言があり、本件発電所の基準地震動が原子力規制委員会の審査会合において概ね了承されたこと |